

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成28年6月15日

【発行者名】 マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 石田 成
（平成28年7月1日より 永田 喜英(予定)）

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワー N館

【事務連絡者氏名】 江藤 伊久子
（平成28年7月1日より 谷澤 儀彦(予定)）

【電話番号】 03-6267-1955

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 US株主還元ファンド（年1回決算型）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

US株主還元ファンド（年1回決算型）

上記ファンドを、以下、「当ファンド」または単に「ファンド」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社を委託者（以下「委託会社」といいます。）とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者（以下「受託会社」といいます。）とする追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後記の(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を以下「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、ファンドの純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの純資産価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>（平成28年7月1日現在（予定）、以下同じ。）

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス <http://www.mamj.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

*販売会社は、上記照会先にてご確認ください。

(5) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

販売会社は、(4) [発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 再投資される収益分配金については1口単位とします。

販売会社は、(4) [発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

平成28年7月1日（金）から平成29年7月13日（木）まで

（注）継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、(4) [発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みの販売会社とします。

販売会社は、(4) [発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

申込みの方法

- ・受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。
- ・分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。
- ・お申込みの際に、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申出下さい。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。

また、販売会社によっては、以下のファンド間で「スイッチング」による取得申込みを取扱う場合があります。

US株主還元ファンド（年1回決算型）

US株主還元ファンド（年4回決算型）

詳細につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。（スイッチングとは、あるファンドの解約した受取金額をもって他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。）

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」という場合があります。）による受益権です。社振法の規定の適用を受け、上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金はありません。また取得申込金額に利息は付きません。

日本以外の地域における発行は行いません。

以下の日には、ご購入のお申込みができません。

- ・ニューヨーク証券取引所休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日

詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込み分とします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		なし
	年4回	北米	ファンド・オ ブ・ファンズ	
債券	年6回(隔月)	欧州		
一般 公債 社債 その他債券	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
		中近東(中東)		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信	目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。	
資産複合	資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。	
	資産配分変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。	
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	目論見書または信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	
投資対象 地域	グローバル	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	欧州	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	

	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）をめざす旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1

株主還元を積極的に行う米国企業に投資します。

- 企業のキャッシュフロー分析を通じて、安定的な収益基盤を持ち、豊富な手元資金を株主還元を活用している米国企業を選別します。
- 当ファンドが着目する株主還元は、①好水準の配当金、②自社株買い、③負債の削減です。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2

エポック・インベストメント・パートナーズ・インクが運用を担当します。

- 主に「マニユライフ・US株主還元マザーファンド」(以下、マザーファンドとすることがあります。)に投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- マザーファンドの運用はエポック・インベストメント・パートナーズ・インクが担当します。

3

年1回、決算を行います。

- 毎年4月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

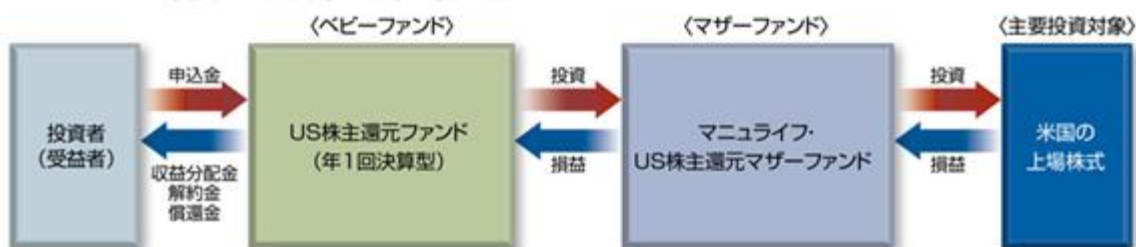
※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

マニユライフ・US株主還元マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



委託会社の概要

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社は、カナダを本拠にグローバルに金融サービスを展開するマニユライフ・グループの一員として、日本で投資信託サービスを提供しています。

<マニユライフについて>



*2015年9月末現在の為替レートで換算、株式時価総額はマニユライフ・ファイナンシャル社(カナダ・トロント証券取引所)出所:マニユライフ・ファイナンシャル・グループ、マニユライフ・アセット・マネジメント・リミテッド(2015年9月末現在)

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

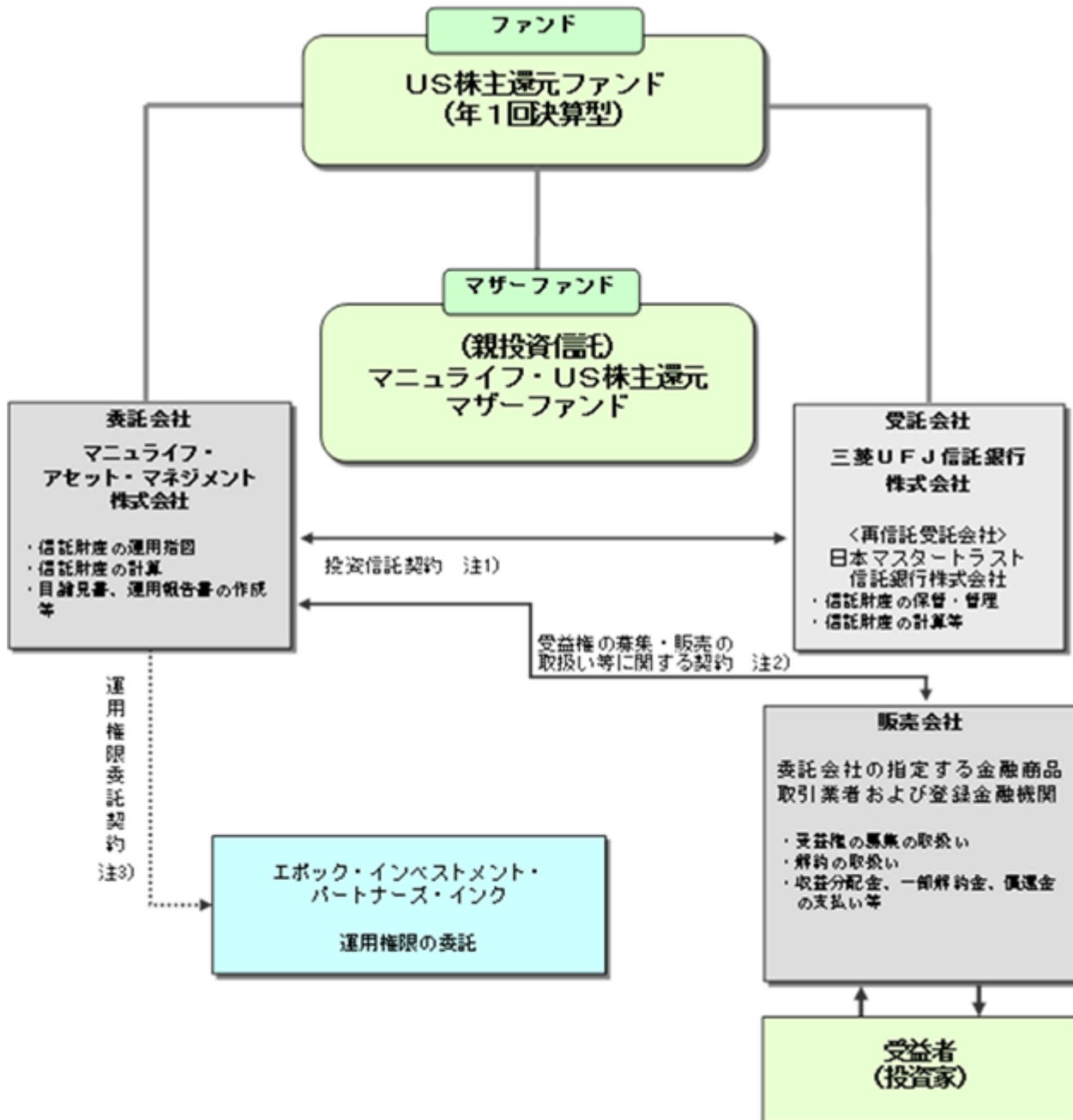
資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成28年4月15日	当初設定日、信託契約締結、運用開始
平成28年7月 1日	ファンドの委託会社としての業務をマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社からマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社へ継承（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社・ファンドの関係法人の役割



<関係法人と締結している契約の概要>

- 注1) 投資信託を運営するルールを規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。
- 注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したものの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。
- 注3) 投資顧問会社に対して行うマザーファンド運用に関わる権限の委託についてのルールを規定したものの。運用権限の委託を行う投資資産、委託の内容、報酬等の内容が規定事項です。

委託会社の概況（平成28年7月1日現在（予定））

1. 資本金の額 1億4,050万円
2. 沿革

平成16年4月 8日	会社設立
平成17年10月7日	社団法人日本投資顧問業協会 加入
平成19年9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
平成28年4月28日	第二種金融商品取引業登録
平成28年7月 1日	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併（予定）、一般社団法人投資信託協会加入（予定）

平成24年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	3,810株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

主としてマニユライフ・US株主還元マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなどの短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の金融商品取引所に上場されている株式（ ）に分散投資を行います。
（ ）株式・・・DR（預託証券）および上場予定を含みます。
2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
4. 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

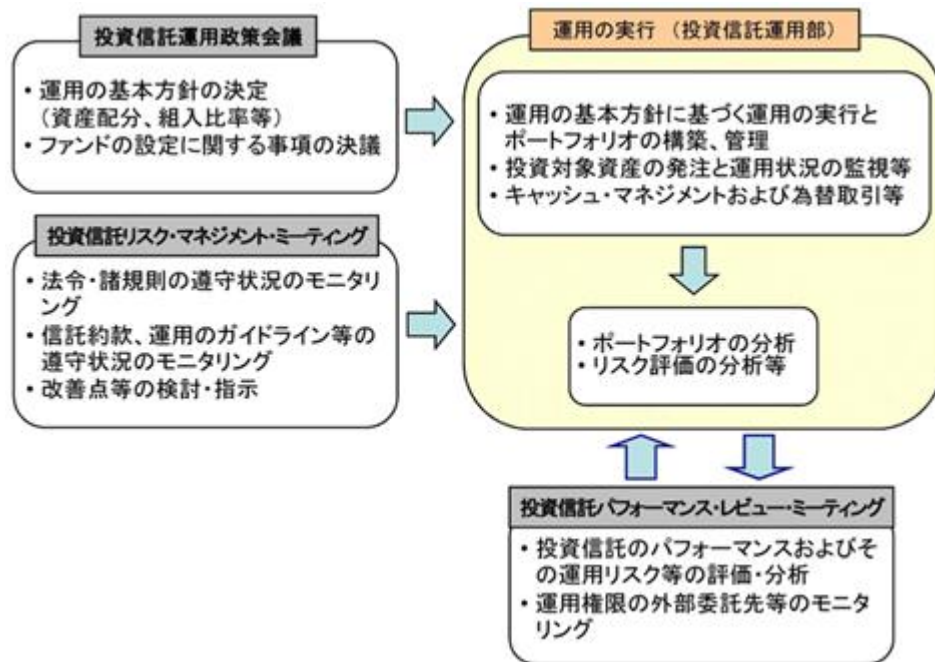
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

（平成28年7月1日現在（予定））



投資信託パフォーマンス・レビュー・ミーティング	商品企画部が投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析結果を同ミーティングに報告し、その内容について審議しております。また、運用権限の外部委託先等のモニタリング結果についても同様の審議をしております。
投資信託運用政策会議	商品企画部が策定した新ファンドの設定に関する事項および運用の基本方針について、決議を行います。
投資信託リスク・マネジメント・ミーティング	投資信託コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

上記ミーティングおよび会議は、原則として、代表取締役、投資信託運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、投資信託オペレーション部長、投信営業部長、および投資信託コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。上記体制は、平成28年7月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。
また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則毎年4月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。第1期決算日は平成29年4月17日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した利益）については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。

(5) 【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引は行いません。

資金の借入れ

- a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みません。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

<法令に基づく投資制限>

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。(投資信託及び投資法人に関する法律)

<参考>マザーファンドの概要

(1) 投資方針

基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

主要投資対象

主として米国の金融商品取引所に上場されている株式に分散投資を行います。

投資態度

イ. 主として米国の金融商品取引所に上場されている株式()に分散投資を行います。

()株式・・・DR(預託証券)および上場予定を含みます。

ロ. エポック・インベストメント・パートナーズ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

ハ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ニ. 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なとき等、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

(2) 主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引は、約款の規定の範囲で行うことができます。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引は行いません。

信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

< 主な変動要因 >

株価変動リスク

株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

< その他の留意点 >

クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

解約について

一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

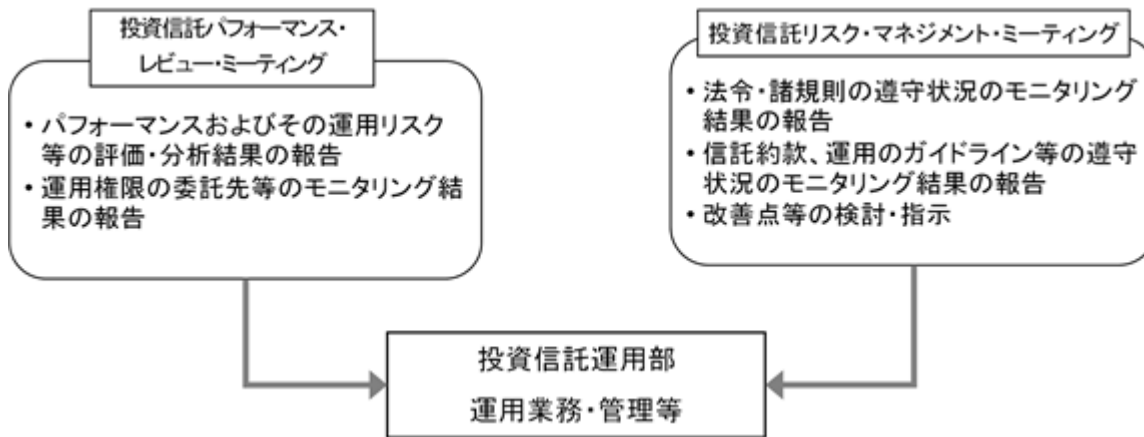
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご留意下さい。

(2) 投資リスクに対する管理体制（平成28年7月1日現在（予定））

リスク管理関連の会議



投資信託パフォーマンス・レビュー・ミーティング	商品企画部が投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析結果を同ミーティングに報告し、その内容について審議しております。また、運用権限の外部委託先等のモニタリング結果についても同様の審議をしております。
投資信託リスク・マネジメント・ミーティング	投資信託コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

上記ミーティングは、原則として、代表取締役、投資信託運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、投資信託オペレーション部長、投信営業部長、および投資信託コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。

上記体制は、平成28年7月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2016年4月15日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、シティ世界国債インデックス: Citigroup Index LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド: J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

（「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス <http://www.mamj.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

毎日のファンドの純資産総額に年率1.5336%（税抜1.42%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分（税抜）信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
委託会社： ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	年率0.73%
販売会社： 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年率0.65%
受託会社： 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	年率0.04%

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

委託会社は、マザーファンド運用の権限委託先であるエポック・インベストメント・パートナーズ・インクに、委託会社が受けた信託報酬から運用報酬を支払うものとします。

* 上記の信託報酬率は、今後変更される場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時期	項目	費用額
毎日	<p>法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。 	<p>毎日のファンドの純資産総額に対して合理的な計算に基づく見積率（上限年率0.2%）を乗じて得た額^注を左記の合計額とみなします。</p>
都度	<p>組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。 	<p>実額（消費税等相当額を含みます。）運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。</p>

注）委託会社は、この額を合理的な見積率による費用の合計額（消費税等相当額を含みます。）とみなし、実際の費用にかかわらず、その支弁を信託財産より受けます。また、委託会社は、ファンドの信託財産の規模等を考慮して、計算期間中にこの見積率を合理的に見直し、上限年率0.2%の範囲内で、これを変更することができます。

申込から解約または償還までの間にご負担いただく費用の合計額または上限額あるいは計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、あらかじめ示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年1月1日	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ¹ （所得税15.315% ¹ 地方税5.000%）
~	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ² 20.315% ¹ （所得税15.315% ¹ 地方税5.000%）
平成49年12月31日	償還金			

1 平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。平成50年1月1日以降、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 配当控除の適用はありません。

[損益通算について]

換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限り、）との通算が可能です。また、換金（解約時）および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは源泉徴収15.315%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。平成50年1月1日以降、税率は15%（所得税15%）となります。

・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

*** 上記は平成28年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。**

*** 税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。**

個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

* 詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

- まとめ -

	購入形態	個別元本の計算
原則	同一ファンドを1回ご購入した場合	ご購入時のファンドのご購入価額
例外	同一のファンドを複数回ご購入した場合	原則として、ファンドのご購入のつど、加重平均により再計算
	同一のファンドを複数の販売会社でご購入した場合	販売会社ごとに算出
	同一販売会社の複数の口座で同一ファンドをご購入した場合	口座ごとに算出される場合があります。

収益分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

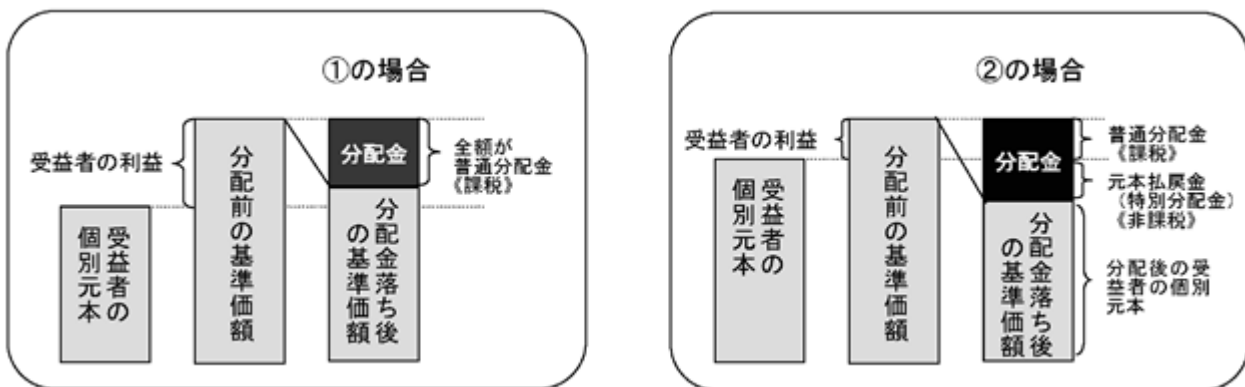
受益者が収益分配金を受取る際

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

なお、収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >



* 上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記の記載が変更になる場合があります。

5【運用状況】

当ファンドは平成28年4月15日より運用を開始するため、記載すべき該当事項はありません。ファンドの運用状況については、初回の有価証券報告書を提出次第記載します。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

（参考情報）

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

当ファンドにベンチマークはありません。
当ファンドの運用実績等は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付（販売会社の営業日）

平成28年7月1日（金）から平成29年7月13日（木）まで

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

- ・ニューヨーク証券取引所休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日

詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
US株主還元ファンド（年1回決算型）	US還元年1

また、下記の委託会社のホームページでご覧になることもできます。

<照会先>

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
 ホームページアドレス <http://www.mamj.co.jp/>
 電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

（「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、上記の<照会先>においてもご確認いただけます。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と分配金を税引後申込手数料なしで再投資する「分配金再投資コース」があります。販売会社によっては、一方しかお取扱いしない場合があります。

「分配金再投資コース」の申込みには、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動けいぞく投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。

また、販売会社によっては、以下のファンド間で「スイッチング」による取得申込みを取扱う場合があります。

US株主還元ファンド（年1回決算型）

US株主還元ファンド（年4回決算型）

詳細につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。（スイッチングとは、あるファンドの解約した受取金額をもって他のファンドの取得申込みを行うことをいいます。）

申込受付時間

原則として、午後3時までに販売会社が受付けた取得申込み（当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締切ることとしている場合があります。

申込代金の支払期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

その他

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みを取消すことがあります。
- ・受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付（販売会社の営業日）

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

- ・ニューヨーク証券取引所休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日

詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

解約価額

解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額です。

1万口当たりの手取額は、解約価額から税金（解約価額が個別元本を上回っている場合）を差し引いた額となります。

税金については、第1[ファンドの状況]4[手数料等及び税金](5)[課税上の取扱い]をご覧ください。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

新聞掲載略称および照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等] 申込価額の記載をご参照下さい。

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

支払開始日

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締切ることとしている場合があります。

- ・ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口解約について、委託会社の判断により解約金額や解約受付時間に制限を設ける場合があります。

その他

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みの受け付けを中止すること、および既に受付けた解約請求を取消すことがあります。このような場合には、投資者の皆様は解約の申込みを撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が解約請求の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この解約請求を受付けたものとします。

- ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 × 1万口

(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

主な評価方法

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

投資信託証券（親投資信託）	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
外国の金融商品取引所上場株式	原則として、当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。（注）
外国の店頭登録株式	原則として、海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場、または最終買気配相場で評価します。（注）
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場および対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(注) 原則として、基準価額計算日の前営業日とします。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等] 申込価額の記載をご参照下さい。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成28年4月15日から平成38年7月15日までとします。

ただし、後記(5)[その他]1. ファンドの償還条件等の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年4月16日から翌年4月15日までとします。

ただし、第1期計算期間は、平成28年4月15日から平成29年4月17日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１．ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（繰上償還）

- ・信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記からまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できない場合もファンドを償還させることがあります。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記のその内容が重大な約款変更の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間で存続します。

2. 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあつてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、上記の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記からまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mamj.co.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行います。

5. 運用報告書

毎年4月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

6. 関係法人との契約の更改

委託会社と各販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときには、自動的に1ヵ年延長されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目までに、販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- ・受益者が、収益分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。
- ・「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

（注）「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し分配されたのち、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の買付けに充当されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。

- ・解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から支払います。
- ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

（第2[管理及び運営]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。）

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成され、監査法人による監査を受けたうえで、有価証券報告書に記載されます。

（1）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3) 【注記表】

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（ 7 ） 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成28年7月1日現在（予定））

資本金の額	1億4,050万円		
		発行可能株式の総数	8,400株
		発行済株式総数	3,810株
最近5年間の資本金の額の増減：	該当事項はありません。		

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。取締役会は、少なくとも3カ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

投資運用の意思決定機構

1. 投資信託運用政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、商品企画部が策定し、投資信託運用政策会議において決定されます。投資信託運用政策会議は、代表取締役、投資信託運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、投資信託オペレーション部長、投信営業部長、投資信託コンプライアンス部長を基本メンバーとして構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。投資信託運用政策会議は、国内外の経済・市場等投資環境や運用戦略等を議論、分析し、適切な結論を得ることを目的とします。同時にファンドの運用方針を審議、承認・決定します。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

- ・投資信託運用政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。
- ・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・投資信託パフォーマンス・レビュー・ミーティング

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行い、当該ミーティングにおいて、報告・審議を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

・投資信託リスク・マネジメント・ミーティング

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況のモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、投資信託運用部に対して解消・改善の指示を行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

委託会社は平成28年7月1日にマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併します。
(予定)

平成28年3月31日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)

種 類	本数(本)	総資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	0	0
追加型株式投資信託	0	0
株式投資信託 合計	0	0
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	0	-
総合計	0	0

(参考)平成28年3月31日現在、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社が運用を行っている証券投資信託は次のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)

種 類	本数(本)	総資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	4	16,173
追加型株式投資信託	29	238,534
株式投資信託 合計	33	254,708
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	0	-
総合計	33	254,708

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表及び当中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査及び中間監査を受けております。
3. 当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【貸借対照表】

期別	注記 番号	前事業年度 (平成26年 3月31日現在)			当事業年度 (平成27年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金・預金			746,537			792,057	
2. 有価証券			-			400,031	
3. 前払費用			8,851			10,121	
4. 未収運用受託報酬	2		307,564			375,066	
5. 未収投資助言報酬			5,965			5,512	
6. その他未収収益			-			171	
7. 繰延税金資産			18,997			49,517	
流動資産計			1,087,915	94.5		1,632,477	96.3
固定資産							
1. 有形固定資産			16,608			15,073	
(1) 建物	1	13,599			12,851		
(2) 器具備品	1	3,008			2,222		
2. 投資その他の資産			46,496			46,390	
(1) 繰延税金資産		146			175		
(2) 敷金		46,350			46,215		
固定資産計			63,104	5.4		61,464	3.6
資産合計			1,151,020	100.0		1,693,942	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1. 未払金			22,493			68,602	
(1) 未払消費税等		20,198			61,512		
(2) その他未払金		2,295			7,089		
2. 未払費用	2		108,768			178,774	
3. 未払法人税等			55,683			170,553	
4. 役員賞与引当金			7,648			7,804	
5. 賞与引当金			32,870			56,374	
6. その他流動負債			15			162	
流動負債計			227,479	19.7		482,271	28.4
負債合計			227,479	19.7		482,271	28.4
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			140,500	12.2		140,500	8.2
2. 資本剰余金			85,500			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		7.4	85,500		5.0
3. 利益剰余金			697,540			985,670	
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		697,540		60.6	985,670		58.1
純資産合計			923,540	80.2		1,211,670	71.5
負債・純資産合計			1,151,020	100.0		1,693,942	100.0

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)			当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 運用受託報酬	1	1,360,140			1,600,163		
2. 投資助言報酬		69,968			57,132		
営業収益計			1,430,109	100.0		1,657,295	100.0
営業費用							
1. 広告宣伝費		8,183			5,099		
2. 調査費	1	127,511			141,756		
3. 委託費	1	118,385			202,782		
4. 営業雑経費		5,695			6,273		
営業費用計			259,775	18.1		355,912	21.4
一般管理費							
1. 給料	1	682,410			672,492		
(1) 役員報酬		96,804			95,216		
(2) 給料・手当		349,530			358,394		
(3) 賞与		143,542			116,008		
(4) 賞与引当金繰入額		32,870			45,542		
(5) 役員賞与引当金繰入額		7,648			7,804		
(6) その他報酬給料		5,259			1,531		
(7) 福利厚生費		46,754			47,994		
2. 交際費		2,105			1,230		
3. 旅費交通費		8,575			16,165		
4. 租税公課		5,133			6,155		
5. 不動産賃借料		45,831			46,746		
6. 退職給付費用		74,908			21,511		
7. 固定資産減価償却費		2,448			1,534		
8. 業務委託費		19,414			22,596		
9. 諸経費		36,800			27,825		
一般管理費計			877,628	61.3		816,256	49.2
営業利益			292,704	20.4		485,126	29.2
営業外収益							
1. 受取利息及び配当金		60			325		
2. 雑収入		0			27		
3. 為替差益		1,393			-		
営業外収益計			1,453	0.1		353	0.0
営業外費用							
1. 為替差損		-			2,259		
営業外費用計			-	-		2,259	0.1
経常利益			294,158	20.5		483,221	29.1
特別損失							
1. 固定資産除却損		41			-		
特別損失計			41			-	
税引前当期純利益			294,116	20.5		483,221	29.1
法人税、住民税及び 事業税			124,274	8.6		225,639	13.6
法人税等調整額			492	0.0		30,548	1.8
当期純利益			170,334	11.9		288,130	17.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	140,500	85,500	-	85,500	527,206	527,206	753,206	753,206
当期変動額								
当期純利益					170,334	170,334	170,334	170,334
当期変動額合計	-	-	-	-	170,334	170,334	170,334	170,334
当期末残高	140,500	85,500	-	85,500	697,540	697,540	923,540	923,540

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	140,500	85,500	-	85,500	697,540	697,540	923,540	923,540
当期変動額								
当期純利益					288,130	288,130	288,130	288,130
当期変動額合計	-	-	-	-	288,130	288,130	288,130	288,130
当期末残高	140,500	85,500	-	85,500	985,670	985,670	1,211,670	1,211,670

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

決算期の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 5～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成26年 3月31日）		当事業年度 （平成27年 3月31日）	
1	有形固定資産の減価償却累計額 13,303千円	1	有形固定資産の減価償却累計額 14,837千円
2	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	2	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
	（千円）		（千円）
	未収運用受託報酬 83,995		未収運用受託報酬 92,948
	未払費用 65,892		未払費用 70,865

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）		当事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）	
1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。（千円）	1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。（千円）
	運用受託報酬 921,361		運用受託報酬 1,022,708
	給料 666,308		給料 642,796

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	3,810株	-	-	3,810株

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	3,810株	-	-	3,810株

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は投資運用業及び投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行っております。

これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金あるいはMMFとして運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金とMMFです。当社は株式その他のリスク資産を保有せず、他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

前事業年度（平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	746,537	746,537	-
(2) 未収運用受託報酬	307,564	307,564	-

当事業年度（平成27年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	792,057	792,057	-
(2) 未収運用受託報酬	375,066	375,066	-
(3) 有価証券	400,031	400,031	-
(4) 未払法人税等	170,553	170,553	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収運用受託報酬、（3）有価証券、及び（4）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	746,537	-
(2) 未収運用受託報酬	307,564	-
合計	1,054,101	-

当事業年度（平成27年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	792,057	-
(2) 有価証券	400,031	-
(3) 未収運用受託報酬	375,066	-
(4) 未払法人税等	170,553	-
合計	1,737,708	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成26年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成27年 3月31日）

有価証券（MMF）（貸借対照表計上額400,031千円）は、取得価額をもって貸借対照表計上額としております。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金 11,714	賞与引当金 18,637
未払事業税 4,649	未払事業税 11,713
その他 2,778	その他 19,342
繰延税金資産小計 19,143	繰延税金資産小計 49,692
評価性引当額 -	評価性引当額 -
繰延税金資産合計 19,143	繰延税金資産合計 49,692
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳
法定実効税率 38.01%	法定実効税率 35.64%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入され ない項目 7.12%	交際費等永久に損金に算入され ない項目 3.89%
所得拡大促進税制による税額控 除額 2.83%	その他 0.84%
その他 0.21%	
税効果会計適用後の法人税等の負 担率 42.09%	税効果会計適用後の法人税等の負 担率 40.37%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資 産及び繰延税金負債の修正	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資 産及び繰延税金負債の金額の修正
<p>なお、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.01%から35.64%となります。</p> <p>なお、当該変更に伴う繰延税金資産等を与える重要な影響はありません。</p>	<p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.30%となります。</p> <p>なお、当該変更に伴う繰延税金資産等を与える重要な影響はありません。</p>

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

1．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	921,361	資産運用業
マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社	163,192	資産運用業
適格機関投資家 A	224,175	資産運用業

（注）運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

1．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,022,708	資産運用業
マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社	220,771	資産運用業
適格機関投資家 A	227,765	資産運用業

(注) 運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市	56,400	生命保険業	（被所有） 直接 100.0	投資一任契約事務委託	運用受託報酬の受取	921,361	未収運用受託報酬	83,995
							出向者負担金等	753,603	未払費用	65,892

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市	56,400	生命保険業	（被所有） 直接 100.0	投資一任契約事務委託	運用受託報酬の受取	1,022,708	未収運用受託報酬	92,948
							出向者負担金等	678,975	未払費用	70,865

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）						
同一の親会社を持つ会社	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社	東京都千代田区	（百万円） 250.0	投資運用業	なし	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取	163,192	未収運用受託報酬	84,119						
							Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル） 1,364.7	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	投資助言契約 再委任契約	投資助言報酬の受取	69,968	未収投資助言報酬	5,965
													再委託費の支払	89,000	未払費用	8,631

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社	東京都千代田区	（百万円） 250.0	投資運用業	なし	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取	220,771	未収運用受託報酬	133,841
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル） 1,428.8	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	投資助言契約 再委任契約	投資助言報酬の受取	57,132	未収投資助言報酬	5,512
							再委託費の支払	104,411	未払費用	28,407
Manulife Asset Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル） 1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	41,388	未払費用	41,388	

（注）1．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

（1）出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

（2）運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）		当事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）	
1株当たり純資産額	242,399.09円	1株当たり純資産額	318,023.86円
1株当たり当期純利益金額	44,707.14円	1株当たり当期純利益金額	75,624.77円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
当期純利益金額（千円）	170,334	288,130
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	170,334	288,130
普通株式の期中平均株式数（株）	3,810	3,810

（重要な後発事象）

（当社とマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社との合併について）

当社とマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社は、平成28年4月8日に合併の効力発生日を平成28年7月1日とする合併契約を締結いたしました。

1．合併の目的

投資顧問分野、投資信託分野で両運用会社がそれぞれ蓄積してきたノウハウを融合させ、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

2．合併の方法および合併契約の要旨

（1）合併効力発生日

平成28年7月1日

（2）合併の方法

当社を存続会社とし、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社を消滅会社とする合併

（3）合併後の社名（商号）

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

（4）新株式の割当交付

当合併はマニユライフ生命保険株式会社の100%子会社間で行われるため、新株式の発行その他の合併対価の交付はありません。

3．合併の相手会社の概要

商号	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
設立年月	平成19年11月
本社所在地	東京都千代田区
代表者	代表取締役社長 永田 喜英
資本金（注1）	495百万
営業収益（注2）	1,409百万
当期純損失（注2）	202百万
資産（注3）	464百万
負債（注3）	309百万
純資産（注3）	155百万
従業員数（注1）	34名

（注1）平成28年3月31日現在です。

（注2）平成27年3月期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）です。

（注3）平成27年3月31日現在です。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第 1 2 期中間会計期間末 (平成27年 9月30日現在)
科目	注記番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
1. 現金・預金		920,435
2. 有価証券		400,069
3. 前払費用		15,326
4. 未収運用受託報酬		439,325
5. 未収投資助言報酬		27,355
6. 仮払消費税等	1	13,423
7. 前払消費税等		33,321
8. 繰延税金資産		75,955
9. その他の流動資産		90
流動資産計		1,925,302
固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	2	14,872
(2) 器具備品	2	20,485
2. 投資その他の資産		
(1) 繰延税金資産		196
(2) 敷金		58,199
固定資産計		93,754
資産合計		2,019,056

		第 1 2 期中間会計期間末 (平成27年 9月30日現在)
科目	注記番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
1. 未払金		56,728
2. 未払費用		157,816
3. 未払法人税等		153,761
4. 役員賞与引当金		22,393
5. 賞与引当金		120,903
6. 仮受消費税等	1	69,587
7. その他流動負債		142
流動負債計		581,334
負債合計		581,334
(純資産の部)		
株主資本		
1. 資本金		
2. 資本剰余金		140,500
(1) 資本準備金		85,500
3. 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		1,211,722
() 繰越利益剰余金		
純資産合計		1,437,722
負債・純資産合計		2,019,056

(2) 中間損益計算書

		第 1 2 期中間会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	
科目	注記番号	金額 (千円)	
営業収益			
1 . 運用受託報酬		967,282	
2 . 投資助言報酬		124,389	
3 . その他営業収益		3,535	
営業収益計			1,095,207
営業費用			
1 . 広告宣伝費		2,841	
2 . 調査費		84,702	
3 . 委託費		172,206	
4 . 営業雑経費		3,577	
営業費用計			263,328
一般管理費			
1 . 給料		380,083	
(1) 役員報酬		26,132	
(2) 給料・手当		215,316	
(3) 賞与		27,563	
(4) 賞与引当金繰入額		64,649	
(5) 役員賞与引当金繰入額		14,589	
(6) その他報酬給料		6,655	
(7) 福利厚生費		25,178	
2 . 交際費		746	
3 . 旅費交通費		9,086	
4 . 租税公課		5,612	
5 . 不動産賃借料		27,768	
6 . 退職給付費用		11,894	
7 . 固定資産減価償却費		1,192	
8 . 業務委託費		7,761	
9 . 諸経費		36,483	
一般管理費計			480,629
営業利益			351,249
営業外収益			
1 . 受取利息及び配当金		209	
2 . 雑収入		0	
営業外収益計			209
営業外費用		1,016	
1 . 為替差損			
営業外費用計			1,016
経常利益			350,443
特別損失			
1 . 固定資産除却損		2,499	
特別損失計			2,499
税引前中間純利益			347,943
法人税、住民税及び事業税			148,351
法人税等調整額			26,459
中間純利益			226,051

(3) 中間株主資本等変動計算書

第12期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	140,500	85,500	-	85,500	985,670	985,670	1,211,670	1,211,670
当中間期変動額								
中間純利益					226,051	226,051	226,051	226,051
当中間期変動額合計	-	-	-	-	226,051	226,051	226,051	226,051
当中間期末残高	140,500	85,500	-	-	1,211,722	1,211,722	1,437,722	1,437,722

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

決算期の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 5～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上していません。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ、流動資産及び流動負債にて表示していません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,865千円

(中間損益計算書関係)

該当事項はありません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第12期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	3,810株	-	-	3,810株

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	920,435	920,435	-
(2) 有価証券	400,069	400,069	-
(3) 未収運用受託報酬	439,325	439,325	-
(4) 未払法人税等	153,761	153,761	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 有価証券、(3) 未収運用受託報酬、及び(4) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金（中間貸借対照表計上額58,199千円）については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

有価証券（MMF）（貸借対照表計上額400,069千円）は、取得価額をもって貸借対照表計上額としております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間における資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

香港	日本	合計
127,924	967,282	1,095,207

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	568,326	資産運用業
マニユライフ・インベストメンツ株式会社	155,516	資産運用業
マニユライフ・アセット・マネジメント(HK)リミテッド	127,924	資産運用業
適格機関投資家A	114,785	資産運用業

(注) 運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

- １．１株当たり純資産額は、377,354円86銭であります。
- ２．１株当たり中間純利益は、59,330円99銭であります。

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第１２期中間会計期間 （自 平成27年４月１日 至 平成27年９月30日）
中間純利益金額（千円）	226,051
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	226,051
普通株式の期中平均株式数（株）	3,810

（重要な後発事象）

（当社とマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社との合併について）

当社とマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社は、平成28年4月8日に合併の効力発生日を平成28年7月1日とする合併契約を締結いたしました。

1. 合併の目的

投資顧問分野、投資信託分野で両運用会社がそれぞれ蓄積してきたノウハウを融合させ、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

2. 合併の方法および合併契約の要旨

（１）合併効力発生日

平成28年7月1日

（２）合併の方法

当社を存続会社とし、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社を消滅会社とする合併

（３）合併後の社名（商号）

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

（４）新株式の割当交付

当合併はマニユライフ生命保険株式会社の100%子会社間で行われるため、新株式の発行その他の合併対価の交付はありません。

3. 合併の相手会社の概要

商号	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
設立年月	平成19年11月
本社所在地	東京都千代田区
代表者	代表取締役社長 永田 喜英
資本金（注１）	495百万
営業収益（注２）	1,409百万
当期純損失（注２）	202百万
資産（注３）	464百万
負債（注３）	309百万
純資産（注３）	155百万
従業員数（注１）	34名

（注１）平成28年3月31日現在です。

（注２）平成27年3月期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）です。

（注３）平成27年3月31日現在です。

(参考) マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の経理状況

当該(参考)において、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社を「委託会社」といいます。

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表及び第9期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査及び中間監査を受けております。

3. 当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月2日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白倉 健司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬底 治啓	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 貸借対照表

期別	注記 番号	前事業年度 (平成26年 3月31日現在)			当事業年度 (平成27年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金・預金			395,149		268,796		
2. 立替金			24		-		
3. 前払費用			4,101		8,892		
4. 未収入金			17,611		8,553		
5. 未収委託者報酬			100,196		135,918		
流動資産計			517,081	92.2	422,160		90.8
固定資産							
1. 有形固定資産			9,475		8,569		
(1) 建物		9,900			9,900		
(2) 器具備品		9,081			9,081		
(3) その他		4,074			4,074		
(4) 減価償却累計額		13,580			14,486		
2. 投資その他の資産			34,361		34,164		
(1) 投資有価証券		100			-		
(2) 敷金		34,260			34,164		
固定資産計			43,836	7.8	42,733		9.2
資産合計			560,917	100.0	464,893		100.0
(負債の部)							
流動負債							
1. 預り金			15,361		26,111		
2. 未払金			52,381		75,087		
(1) 未払手数料		31,437			46,444		
(2) 未払消費税等		7,446			20,910		
(3) その他未払金	1	13,498			7,733		
3. 未払費用			123,236		196,519		
4. 未払法人税等			1,857		2,372		
5. 賞与引当金			10,322		9,759		
流動負債計			203,157	36.2	309,847		66.6
固定負債							
1. 繰延税金負債			0		-		
固定負債合計			0		-		
負債合計			203,157	36.2	309,847		66.6
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			250,000	44.6	250,000		53.8
2. 資本剰余金			495,730		495,730		
(1) 資本準備金		450,000		80.2	450,000		96.8
(2) その他資本剰余金		45,730		8.2	45,730		9.8
3. 利益剰余金			387,970		590,684		
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		387,970		69.2	590,684		127.1
純資産合計			357,760	63.8	155,046		33.4
負債・純資産合計			560,917	100.0	464,893		100.0

(2) 損益計算書

期別	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)			当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 委託者報酬		861,299			1,257,750		
2. その他営業収益		240,318			152,058		
営業収益計			1,101,618	100.0		1,409,807	100.0
営業費用							
1. 支払手数料		265,661			439,234		
2. 広告宣伝費		79,057			60,385		
3. 支払投資顧問料		288,132			397,934		
4. 委託計算費		74,607			90,413		
5. 営業雑経費		6,556			5,778		
営業費用計			714,013	64.8		993,743	70.5
一般管理費							
1. 給料	1	580,777			448,256		
(1) 役員報酬		31,203			31,771		
(2) 給料・手当		364,767			380,833		
(3) 賞与		184,807			35,652		
2. 法定福利費		44,017			44,159		
3. 福利厚生費		353			464		
4. 賞与引当金繰入額		13,004			11,667		
5. 採用教育費		3,602			1,717		
6. 不動産賃借料		32,930			34,570		
7. 外注費		8,415			18,013		
8. 支払報酬料		6,699			3,570		
9. 諸経費	2	58,770			50,091		
一般管理費計			748,567	68.0		612,506	43.4
営業損失			360,962	32.8		196,442	13.9
営業外収益							
1. 受取利息		29			26		
2. 有価証券償還益		-			1		
3. 講演・原稿料収入		86			-		
4. 雑収入		0			0		
営業外収益計			115	0.0		27	0.0
営業外費用							
1. 開業費償却		3,798			-		
2. 為替差損		2,001			751		
3. 雑損失		3			5		
営業外費用計			5,802	0.5		756	0.1
経常損失			366,649	33.3		197,171	14.0
特別損失							
1. 特別退職金		20,380			4,600		
特別損失計			20,380			4,600	
税引前当期純損失			387,029	35.1		201,771	14.3
法人税、住民税及び 事業税			941	0.1		943	0.1
当期純損失			387,970	35.2		202,714	14.4

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	350,000	27,949	377,949	382,220	382,220	245,730	245,730
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	250,000		250,000	250,000				
資本準備金 の取崩		150,000	150,000					
欠損補填			382,220	382,220	382,220	382,220		
当期純損失					387,970	387,970	387,970	387,970
当期変動額合計	-	100,000	17,780	117,780	5,750	5,750	112,030	112,030
当期末残高	250,000	450,000	45,730	495,730	387,970	387,970	357,760	357,760

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	450,000	45,730	495,730	387,970	387,970	357,760	357,760
当期変動額								
当期純損失					202,714	202,714	202,714	202,714
当期変動額合計	-	-	-	-	202,714	202,714	202,714	202,714
当期末残高	250,000	450,000	45,730	495,730	590,684	590,684	155,046	155,046

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 6年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。 その他未払金 11,486 千円	1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。 その他未払金 3,815 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 給料 580,777 千円	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 給料 448,256 千円
2 減価償却実施額 有形固定資産 1,308 千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 906 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	39,800株	10,000株	-	49,800株

（変動事由）

第三者割当による新株式発行による増加 10,000株

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	49,800株	-	-	49,800株

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。また、未収入金に係る信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

前事業年度（平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	395,149	395,149	-
(2) 未収委託者報酬	100,196	100,196	-
(3) 未収入金	17,611	17,611	-

当事業年度（平成27年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	268,796	268,796	-
(2) 未収委託者報酬	135,918	135,918	-
(3) 未収入金	8,553	8,553	-
(4) 預り金	26,111	26,111	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金、及び(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	平成26年 3月31日	平成27年 3月31日
敷金	34,260	34,164

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	395,149	-
(2) 未収委託者報酬	100,196	-
(3) 未収入金	17,611	-
合計	512,956	-

当事業年度（平成27年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	268,796	-
(2) 未収委託者報酬	135,918	-
(3) 未収入金	8,553	-
合計	413,267	-

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金 3,679	賞与引当金 3,226
未払費用 956	未払費用 631
未払事業税 323	未払事業税 470
貯蔵品 835	貯蔵品 931
減価償却超過額 474	減価償却超過額 296
繰延資産償却超過額 -	繰延資産償却超過額 -
繰越欠損金 727,180	繰越欠損金 705,574
消費税調整差額 -	消費税調整差額 -
敷金償却費 107	敷金償却費 128
繰延税金資産小計 733,553	繰延税金資産小計 711,255
評価性引当額 733,553	評価性引当額 711,255
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 0	その他有価証券評価差額金 -
繰延税金負債合計 0	繰延税金負債合計 -
繰延税金資産（負債）の純額 (0)	繰延税金資産（負債）の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳
税引前当期純損失を計上したため記載して おりません。	税引前当期純損失を計上したため記載して おりません。
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資 産及び繰延税金負債の修正債の修正	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資 産及び繰延税金負債の修正債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平 成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布 され、平成26年4月1日以後に開始する事業年 度から復興特別法人税が課されないことにな りました。これに伴い繰延税金資産及び繰延 税金負債の計算に使用する法定実行税率は、 平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が 見込まれる一時差異については従来の38.0% から35.6%になります。	「所得税法等の一部を改正する法律」（平 成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を 改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成 27年3月31日に公布され、平成27年4月1日 以後に開始する事業年度から法人税率等の引下 げ等が行われることとなりました。これに伴 い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に 使用する法定実効税率は従来の35.6%から平 成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見 込まれる一時差異については33.1%に、平成 28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が 見込まれる一時差異については、32.3%とな ります。
なお、当該変更に伴う繰延税金資産等に与 える重要な影響はありません。	なお、当該変更に伴う繰延税金資産等に与 える重要な影響はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

1．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

香港	合計
240,318	240,318

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬861,299千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	240,318	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

香港	合計
152,058	152,058

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,257,750千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	152,058	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	事務委託 役員の兼任 増資の引受	出向者負担金 第三者割当増資の引受	672,638 500,000	未払金	11,486

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	事務委託 役員の兼任	出向者負担金	511,573	未払金	3,815

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区	(百万円) 140.5	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託 役員の兼任	投資顧問料	163,192	未払費用	84,119
	Manulife Asset Management Limited	Toronto, Canada	(百万カナダドル) 143.1	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託	投資顧問料	102,160	未払費用	24,065
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,364.7	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	240,318	未収入金	17,611

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区	(百万円) 140.5	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託 役員の兼任	投資顧問料	220,772	未払費用	133,842
	Manulife Asset Management Limited	Toronto, Canada	(百万カナダドル) 143.1	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託	投資顧問料	88,765	未払費用	21,077
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,428.8	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	152,058	未収入金	8,550

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 投資顧問料については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (3) 第三者割当増資の引受については、平成25年 10月24日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、1株につき50,000円で引き受けたものであります。
- (4) リエゾン報酬については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
1株当たり純資産額	7,183.93円	1株当たり純資産額	3,113.37円
1株当たり当期純損失金額	8,975.10円	1株当たり当期純損失金額	4,070.56円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）	当事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）
当期純損失（千円）	387,970	202,714
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	387,970	202,714
普通株式の期中平均株式数（株）	43,225	49,800

（重要な後発事象）

1．募集株式発行

平成27年5月29日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、親会社であるマニユライフ生命保険㈱を引受先とする第三者割当ての方法により、下記要領で募集株式を発行しております。

募集株式の数	普通株式9,800株
募集株式の払込金額	1株につき金50,000円（払込総額金4億9,000万円）
募集株式と引換えにする金銭の払込みの日	平成27年 6月 1日
増加した資本金及び資本準備金の額に関する事項	増加した資本金の額 2億4,500万円 増加した資本準備金の額 2億4,500万円

資金の用途

資金の用途については、財務体質の強化並びに事業拡大のための戦略的な投資に充当する予定であります。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月18日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白倉 健司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬底 治啓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2)財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第 9 期中間会計期間末 (平成27年 9 月30日現在)
科目	注記番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
1. 現金・預金		748,128
2. 前払費用		7,320
3. 未収入金		16,514
4. 未収委託者報酬		138,400
5. 仮払消費税等	1	49,595
6. 前払消費税等		6,917
7. その他		51
流動資産計		966,927
固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物		13,699
(2) 器具備品		26,090
(3) その他		1,443
(4) 減価償却累計額		12,338
2. 投資その他の資産		
(1) 敷金		53,841
固定資産計		82,737
資産合計		1,049,665

		第 9 期中間会計期間末 (平成27年 9 月30日現在)
科目	注記番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
1. 預り金		22,187
2. 未払金		113,985
3. 未払費用		242,641
4. 未払法人税等		3,075
5. 賞与引当金		61,861
6. 仮受消費税等	1	67,706
流動負債計		511,458
負債合計		511,458
(純資産の部)		
株主資本		
1. 資本金		
1. 資本金		495,000
2. 資本剰余金		
(1) 資本準備金		695,000
(2) その他資本剰余金		45,729
3. 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		697,522
()繰越利益剰余金		
純資産合計		538,207
負債・純資産合計		1,049,665

(2) 中間損益計算書

		第 9 期中間会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	
科目	注記番号	金額 (千円)	
営業収益			
1 . 委託者報酬		829,660	
2 . その他営業収益		56,465	
営業収益計			886,126
営業費用			
1 . 支払手数料		293,974	
2 . 広告宣伝費		27,018	
3 . 支払投資顧問料		269,369	
4 . 委託計算費		55,631	
5 . 営業雑経費		2,764	
営業費用計			648,757
一般管理費			
1 . 給料			
(1) 役員報酬		15,885	
(2) 給料・手当		176,141	
2 . 法定福利費		19,536	
3 . 賞与引当金繰入額		54,853	
4 . 不動産賃借料		23,208	
5 . 外注費		3,080	
6 . 支払報酬料		4,710	
7 . 退職給付費用		7,347	
8 . 諸経費	1	37,643	
一般管理費計			342,407
営業損失			105,038
営業外収益			
1 . 受取利息		21	
営業外収益計			21
営業外費用			
1 . 為替差損		573	
営業外費用計			573
經常損失			105,589
特別損失			
1 . 固定資産除却損		780	
特別損失計			780
税引前中間純損失			106,370
法人税、住民税及び事業税			468
中間純損失			106,838

(3) 中間株主資本等変動計算書

第9期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	450,000	45,729	495,729	590,684	590,684	155,045	357,759
当中間期変動額								
新株の発行	245,000	245,000		245,000			490,000	490,000
中間純損失					106,838	106,838	106,838	106,838
当中間期変動額合計	245,000	245,000	-	245,000	106,838	106,838	383,161	383,161
当中間期末残高	495,000	695,000	45,729	740,729	697,522	697,522	538,207	538,207

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 6～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ、流動資産及び流動負債にて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

有形固定資産 854千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第9期中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	49,800株	9,800株	-	59,600株

（変動事由）

第三者割当による新株式発行による増加 9,800株

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	748,128	748,128	-
(2) 未収入金	16,514	16,514	-
(3) 未収委託者報酬	138,400	138,400	-
(4) 未払金	113,985	113,985	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金（中間貸借対照表計上額53,841千円）については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間における資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

香港	日本	合計
39,799	16,666	56,465

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。なお、委託者報酬829,660千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	39,799	資産運用業
マニユライフ生命保険株式会社	16,666	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

- 1 株当たり純資産額は、9,030円31銭であります。
- 1 株当たり中間純損失は、1,896円55銭であります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、1 株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） 1 株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第 9 期中間会計期間 （自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）
中間純損失金額（千円）	106,838
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失金額（千円）	106,838
普通株式の期中平均株式数（株）	56,333

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社は平成28年7月1日にマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併する予定です。

上記以外、該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (平成27年9月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円 (平成27年9月末現在)	

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円 (平成27年9月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
エポック・インベストメント・パートナーズ・インク	187.1百万USドル (平成27年9月末現在)	主として年金用ファンド・投資信託などの設計・運営・投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算
委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い
収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い
解約請求の受付、買取請求の受付・実行

(3) 「投資顧問会社」は、委託会社から運用権限の委託を受け、マザーファンドを運用します。

3【資本関係】

（持ち株比率5%以上を記載します。）

該当事項はありません。（平成28年7月1日現在（予定））

第3【その他】

（1）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。」との主旨を示す記載

委託会社や当ファンドのロゴ・マーク等を使用することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

（2）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

（3）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月2日

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白倉 健司 印

指定有限責任社員 公認会計士 瀬底 治啓 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月8日にマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社との合併契約を締結した。

当該事項は、当該監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年5月2日

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白倉 健司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬底 治啓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月8日にマニユライフ・インベストメント・ジャパン株式会社との合併契約を締結した。

当該事項は、当該監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2)財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。